第 目的

この法律は、 米穀、 麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外

国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に

及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、 その農業経営の安定を図り、 も

って国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすること。

第一条関係

第二 定義

「対象農産物」とは、 米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産

物であって、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものとすること。

国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

(=)(-) (一に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているも ഗ

一 「対象農業者」とは、 次に掲げる要件に該当する者をいうものとすること。

次のいずれかに該当するものであること。

1 農業経営基盤強化促進法第十二条の二第一項に規定する認定農業者であって、その耕作の業務の

規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合す

るもの

農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業

を行う組織(一定の要件を満たすものに限り、法人を除く。)であって、その耕作の業務の規模が

対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するも の

環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

 $(\Xi)(\Xi)$

その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕

作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

(第二条関係)

生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付

第三

政府は、 毎年度、 予算の範囲内において、 特定対象農産物(対象農産物のうち、 我が国における標準

的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるもの)の我が国における

生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、 対象農業者に対し、 次に掲げ

る交付金を交付するものとすること。

当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の同期間

の平均生産面積に応じて交付する交付金

(=) 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

一 一の一の交付金の金額は、 対象農業者ごとに、特定対象農産物の種類別の面積当たりの単価に、 その

者の当該特定対象農産物の種類別の一の期間の平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額))

とするものとすること。

三 二の単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販

売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとすること。

兀 一の二の交付金の金額は、 対象農業者ごとに、特定対象農産物の種類別及び農林水産省令で定める品

質 の区分別 の数量当たりの単価に、 その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別 の生産

量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とするものとすること。

五 四の単価は、 農林水産大臣が、 対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、 販

売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動

向を考慮して定めるものとすること。

六 農林水産大臣は、二又は四の単価を定めるに当たっては、一の交付金の交付により特定対象農産物の

生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図

ることを旨としなければならないものとすること。

単価を定めようとするときは、

食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければ

ならないものとすること。

七

農林水産大臣は、

八 農林水産大臣は、 単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとすること。 (第三条関係)

第 四 収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付

政府は、 毎年度、 予算の範囲内において、 当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額とし

て農 (林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額 (以下「前年度収入額」という。)

が、 対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算

出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、 これによる対象農業者の農業経営に

及ぼ す影響を緩和するため、 対象農業者 (農林水産省令で定める基準に適合する積立金を積み立ててい

るものに限る。) に対し、交付金を交付するものとすること。

一 一の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、 当該差額の発生が

農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めると

ころにより算定した金額とするものとすること。

Ξ 農林水産大臣は、二の農林水産省令を制定し、 又は改正しようとするときは、 食料・

審議会の意見を聴かなければならないものとすること。

(第四条関係)

農業・

農村政策

第五 交付金の返還等

偽りその他不正の手段により第三の一又は第四の一の交付金の交付を受けた者があるときは、 農林水

産大臣は、 その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができるものと

すること。

一により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、 農林水産大臣は、 期限を指定してこれ

を督促しなければならないものとすること。

三 二による督促を受けた者がその指定期限までに一により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、

農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができるものとすること。

(第六条関係)

第六 その他

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三の一若しくは第四の一の交付金の交付

を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の

委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に

これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができるものと

すること。

(第七条関係)

二 罰則について所要の規定を設けるものとすること。

第八条から第十条関係)

第七 附則

この法律は、 平成十九年四月一日から施行するものとすること。ただし、二の規定等は、公布の日か

ら施行し、 第四の一の規定は、 平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用するものとする

ح

(附則第一条関係)

一 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、単価を定め、これを告示することができるものとす

5

(附則第二条関係)

三 大豆交付金暫定措置法を廃止するとともに、その廃止に伴う必要な経過措置を定めること。

(附則第四条から附則第六条関係)

四 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律の規定の整備を行うものと

すること。